

十日より九十まで進下也之為由他人ト一差十才不合理的
ト進上要求セムコト

経過

懇話会ニ交渉セル結果今日午後五時ニ為リ解決

要求事項

一賃金ハ二割ノイオスルコト 二差別納賃金ヲ支払ハルコト

三交渉トシニスルコト 四従業員中過激的ニ督促シテイテ

解決事項

一才三限ノ交渉トシテ使用ハ本月中ニテ承諾

地ハ拒絶